

1. 議事日程第5号

(平成22年第5回大口町議会定例会)

平成22年6月17日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第39号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから、議案第44号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)まで(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議案第45号 庁舎耐震補強改修工事請負契約について及び議案第46号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第3号)(提案説明・質疑・討論・採決)

日程第4 常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
4番	岡 孝夫	5番	宮田 和美
6番	酒井 廣治	7番	丹羽 勉
8番	土田 進	9番	鈴木 喜博
10番	齊木 一三	11番	吉田 正輝
12番	木野 春徳	13番	倉知 敏美
14番	酒井 久和	15番	宇野 昌康

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

3番 柘植 満

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地 域 協 働 部 長	近 藤 定 昭
健 康 福 祉 部 長	村 田 貞 俊	建 設 部 長	野 田 透
総 務 部 長	小 島 幹 久	生 涯 教 育 部 長	三 輪 恒 久

会計管理者 星野健一 行政課長 江口利光  
政策推進課長 社本寛

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 河合俊英 議会事務局長 佐藤幹広  
議次

## 開議の宣告

議長（酒井久和君） 皆さん、おはようございます。

柘植議員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

## 諸般の報告

議長（酒井久和君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

各常任委員長より、委員会審査報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第39号から議案第44号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（酒井久和君） 日程第2、議案第39号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから議案第44号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

各常任委員長から、委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。

総務建設常任委員長 土田進議員。

総務建設常任委員長（土田 進君） 皆さん、改めましておはようございます。

議長さんの御指名がありましたので、去る6月7日の本会議において、総務建設常任委員会が付託を受けました5議案の審査内容とその結果について御報告いたします。

当委員会は、6月9日午前9時30分から役場3階第1委員会室にて、委員全員の出席と説明員として森町長以下関係職員の出席を得て慎重に審査をいたしました。

付託を受けました議案は、すべて本会議において説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

最初に、議案第39号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第40号 大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について質疑に入りました。

正職員はこの育児休業等が適用されるが、臨時職員にはこれらの条例の適用はどうなるのかとの質問に対し、臨時職員は半年契約であり、適用にならないと回答がありました。短時間労働者であっても、時間当たりの給料、休暇等、労働者の権利は保障されるべきではないか。大口町も周辺自治体を調査して、おけている部分があれば是正をしていくべきではないかとの意見に対し、労働者視点の権利保障という点については意見もあろうかと思うが、一方では公共団体として正職員と臨時職員の力をかりながら施策の維持もしていかなければならず、臨時職員の契約の方法、あり方等も研究しているところであり、そのような検討の際に、近隣の状況も踏まえながら見直していきたいと回答がありました。

そのほかに質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第41号 大口町民安全安心条例の制定について、議案第42号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第2号）（所管分）、議案第44号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、いずれの議案も質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設常任委員会に付託を受けました5議案の審査の内容と結果の報告を終わらせていただきます。

議長（酒井久和君） 総務建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、文教福祉常任委員長 酒井廣治議員。

文教福祉常任委員長（酒井廣治君） 改めましておはようございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、去る6月7日の本会議におきまして、私ども文教福祉常任委員会が付託を受けました2議案につきまして慎重に審査いたしました、その内容と結果を議案順に御報告申し上げます。

この委員会は、6月10日午前9時30分より役場3階の第1委員会室にて、委員全員と、説明員として森町長以下関係職員の出席を求め開催いたしました。

最初に、議案第42号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第2号）（所管分）について御報告申し上げます。

健康文化センターが稼働し始めて11年目ぐらいになり、ところどころで修繕を要する箇所が見受けられます。一度全体的に施設を点検・調査し、長く使用できるように今計画を持ってい

るのかの問いに対しまして、健康文化センターは指定管理者制度を行っています。指定管理者の方と常日ごろ打ち合わせをさせていただいておりますが、細かい点に目が届かない点もあり、今後、私どもの課も一緒に検討・研究をいたします。

指定管理者制度も本年で3年を迎え、平成23年度も指定管理者制度を取り入れる中で、全体計画も研究していき、また指定管理者をまたがって受け付けができるかどうかは、お金の授受の問題等もありますので、今後検討していくとの答弁でした。

次に、丹葉地方の事務協議会の研究委託料は何をやるのかの問いに対しまして、3市2町で構成の丹葉地方教育協議会の、本年、23年の2ヵ年にわたる研究委託、タイトルが「仲間と共につくる学びを求めて」、サブタイトルが「つながる喜びを分かち合う授業づくり」を2年にわたり先生方が研究し、力をつけるものとの答弁でした。

次に、加湿器がインフルエンザ対策として予算計上されていますが、使用状態は決められているのかとの問いに対しまして、個々の保育園の環境が違うため、加湿器の使用基準は設置していません。園長の判断によって指示が出るのが現状ですとの答弁でした。

続きまして、高齢者福祉費についてです。

介護保険事業の件ですが、特別会計にも関係しますが、社会保障、保険料のウエートが大きくなっている時代に、福祉、あるいは介護に頼ることなく頑張る人に一定の税の免除のメリット制度があってもいいと思うし、介護保険制度を使用しない方に次年度控除という特典ができないかの問いに対して、町としては、高齢者福祉協力員さんに常日ごろの会話をさせていただいたり、介護をさせていただいている方の心のケアをさせていただいています。また、平成18年度から地域包括センターの創設で、介護予防の推進を行い、保険料の上昇の抑制に努めるとともに、高齢者福祉事業を進めていく中で、敬老事業とかそういった部分でのとらえ方も今後考えていきたいとの答弁でした。

次に、一般職2名がふえたのは、特別会計から2名の異動との説明でした。扶養手当、通勤手当が減額されているのは何かの問いに対しまして、総数の集計で、特別会計の2名の異動との説明でありました。実際に、二つの特別会計で2名減です。トータルの中での異動で、通勤手当等は現状の状態に積算しており、例年12月の人勤に合わせて実態に合った実数で精算し直しているが、今回は補正に上げさせていただいたとの答弁でございました。

続いて、給料が639万5,000円の増額なのに時間外勤務手当はゼロ査定、本町の手当は実績積算なのか、給料等の基礎にある程度の率を掛ける積算方法かの問いに対しまして、時間外勤務手当は実績との答弁でした。

その他質疑もなく、採決の結果、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第43号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

の質疑に入りました。

給与費明細書において、職員の数が5人から4人に減少したにもかかわらず時間外勤務手当が250万円と変わらない。人数を減少したことにより、1人当たりの時間外が増加すること、このような異動に対しての問いに対して、12月補正で実績を見て補正をするため、現在は見直しをかけていない結果という答弁でした。

次に、250万円の時間外勤務手当は1人当たりの時間数にしたらかなりの時間数になる。他の職場に比較した場合、多い残業時間になると見られ、職員数を削減したのはよい判断ではないのかの問いに対して、職員数に関しては、4月に地域包括センターを委託した。その結果、町職員1名が保健センター、1名が健康生きがい課へ戻り、健康生きがい課としては逆に人員が2名分プラスの形の中で現在動いているとの答弁でした。

その他質疑もなく、採決の結果、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教福祉常任委員会に付託を受けました2議案の審査の内容と結果の報告を終わらせていただきます。

議長（酒井久和君） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、委員長報告、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第39号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第39号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号 大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第40号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第41号 大口町民安全安心条例の制定について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第41号の採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第42号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第2号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第42号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第43号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算(第1号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第43号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第44号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第44号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第45号及び議案第46号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(酒井久和君) 日程第3、議案第45号 庁舎耐震補強改修工事請負契約について及び議案第46号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第3号)を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

森町長。

町長(森 進君) 改めましておはようございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、追加上程をさせていただきました2件について、議案の説明をさせていただきます。

議案第45号 庁舎耐震補強改修工事請負契約についてであります。

庁舎耐震補強改修工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第46号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第3号)であります。

歳入歳出それぞれ968万9,000円を増額し、総額を73億3,695万円とするものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長より説明をさせていただきます。

以上2議案についての提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをします。

議長(酒井久和君) 総務部長。

総務部長(小島幹久君) それでは、議案第45号 庁舎耐震補強改修工事請負契約について説明させていただきます。

この議案については、去る6月10日入札執行いたしました結果、議会の議決を求める案件となりましたので、今定例会に追加議案としてお願いするものであります。

工事の概要といたしましては、庁舎の耐震補強工事のほか、屋上防水工事、外壁サッシのシール全面改修、防火シャッター改修などの改修工事となっております。

次に契約の内容であります。

1. 契約の目的、庁舎耐震補強改修工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額1億905万5,100円。4. 契約の相手方、丹羽郡大口町河北二丁目147番地、松岡建設株式会社大口営業所代表取締役大口営業所長 松岡明德。5 としまして、工期であります。契約の翌日から260日間であります。

なお、参考資料としまして、別添に入札執行の資料を添付させていただいております。

電子入札で執行しましたが、10社中5社が最低価格で応札してきましたので、電子くじにより松岡建設株式会社大口営業所に決まったものです。よろしくお願いいたします。

次に、議案第46号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第3号）について、その内容の説明をさせていただきます。

この案を追加提案させていただくのは、昨日、丹羽郡選挙区から選出されている藤川県議会議員が辞職されたことに伴い、補欠選挙が行われる見通しとなったためであります。

それでは、事項別明細書6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

歳入、款14. 県支出金、項3. 委託金、目1. 総務費委託金968万9,000円の増額であり、愛知県議会議員補欠選挙費委託金であります。

次に歳出です。1枚めくっていただき、8ページ、9ページをお願いいたします。

款2. 総務費、項4. 選挙費、目2. 各選挙費、968万9,000円の増額です。その内容は、愛知県議会議員補欠選挙事業で、節1. 報酬78万9,000円、3. 職員手当等419万8,000円、7. 賃金11万円、9. 旅費9,000円、11. 需用費147万3,000円、12. 役務費130万2,000円、13. 委託料112万4,000円、14. 使用料及び賃借料が18万4,000円、18. 備品購入費50万円が計上してあります。財源は、すべて特定財源となっております。

12ページ、13ページには給与費明細書が載せてあります。

以上で、議案第46号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第3号）について提案説明を終わります。

議長（酒井久和君） これをもって提案理由の説明を終了いたします。

議案精読のため、10時まで休憩といたします。

（午前 9時52分）

議長（酒井久和君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時00分）

議長（酒井久和君） これより議案に対する質疑を行います。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき、同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承をお願いいたします。

議案第45号 庁舎耐震補強改修工事請負契約について質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 電子入札というのは、どういうふうに行ったのかというのをまず教えてください。

それから、同額であったために電子くじをやって落札を決めたということで、電子くじというのは、どういうことを行ったのか、内容をちょっと教えてください。

最低価格で同額者が5社というのは、今までの入札で見たことがないですが、この1億386万2,000円というのは、何か町の方から示した数字に由来するのかなど、最低価格とか何か決めてあったのか、予定価格等もどうだったのか、そこら辺のところをちょっと御説明ください。

議長（酒井久和君） 行政課長。

行政課長（江口利光君） 電子くじについて御質問をいただきました。

今回の入札におきましては、最低制限価格を下回らない最も安い額を提示した業者が5社ありましたので、電子くじで落札業者を決定いたしております。

この電子くじにつきましては、コンピューターに、ある計算式が組み込まれておりまして、これに基づき自動的に行われるというものであります。電子くじの仕組みにつきましては、指名した業者が入札書を提出する際に、任意の3けたのくじ番号をあらかじめ入力をしていただきますので、この番号と1970年1月1日から入札書がシステムに到達するまでの秒数、これをコンピューターが自動的に読み取りまして、さらに複雑な計算を行いまして決定がなされるというものであります。このくじにつきましては、発注者側で操作をすることはできないということになっております。

それから、予定価格、あるいは最低制限価格についてであります。最低制限価格につきましては、土木一式工事の場合は設定をいたしてはおりませんが、建築一式工事につきましては、建物等の品質が確保されるように最低制限価格を設定をいたしてあります。最低制限価格につ

きましては、全国一律の基準はありませんので、地方公共団体の判断で決めるということになっております。今回の率の設定につきましては、大口町の契約規則に基づきまして最低制限価格を設定いたしております。この最低制限価格 1 億386万2,000円、これは入札の際に公表をいたしておる数字であります。以上です。

( 挙手する者あり )

議長 ( 酒井久和君 ) 田中一成議員。

2 番 ( 田中一成君 ) 庁舎の耐震補強だけじゃなくて、若干のいわゆる改修もやるということでもありますけれども、トイレが階によって、いわゆる腰かけ式がないところもありまして、不便をする人もいるんじゃないかというふうに思いますが、そういうところについては、今度の改修工事は触れているのかどうなのかということが第 1 点と、第 2 点目は、小さな業者の皆さんのお話を聞きますと、最近の不況の中で、いわゆる下請価格が従来のおお半分に落ちて、本当にひどい状況だというふうに嘆いておられます。ですから、実際はこの公共事業体が積算をしている人件費等とはとくに大きく割っているということでもあります。そういう意味では、とりわけ下請業者の中で働く皆さん等の労働条件等が、違法状況と言っても過言ではない状況です。こういうものをチェックもなしに見過ごしているのが現状でありますけれども、こういうことを防止していかなければならない。あらゆる公契約は、その積算をした最低限の人件費等が当然きちんと守られるようにしなければならないということで、野田市などは公契約条例というものをつくって、積算した人件費等がきちんと守られているかどうかというようなことをチェックして、不当な人件費の圧縮等を回避するという努力をしていることが全国でも注目をされ、これらのことを進めようという機運が全国の自治体で広がっているところであります。そういう人件費等が不当に切り下げられているというような状況をチェックする必要もありませんし、それをきちんとやっていくためには公契約条例等の制定も検討、視野の中に入れていくべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長 ( 酒井久和君 ) 行政課長。

行政課長 ( 江口利光君 ) トイレについてであります。トイレにつきましては 1 階から 3 階までの西側にあるトイレにつきまして、これを洋式化するというものであります。男女各 1 カ所ずつ洋式トイレにするということでございます。

それから公契約条例の関係であります。確かに全国で公契約条例を制定する団体がございます。この公契約条例につきましては、いろいろな考え方がある中で、この条例を制定する団体もあれば、一部においてこの条例が法律違反であるというような見解を持って制定をしないというような団体も、今インターネット等で確認をいたしますとございます。したがって、今後こうした課題につきましては、大口町として勉強していく必要はあるというふうに考えて

おります。

( 挙手する者あり )

議長(酒井久和君) 齊木一三議員。

10番(齊木一三君) 1点だけちょっとお尋ねしますが、今回、先ほど田中議員の質問に關しまして、最低価格が品質確保のために公表してあったというような回答があったと思うんですが、その中において今5社の方が同じ、千円単位まで一緒の金額になっているわけですね。ここら辺が、先回の北小学校の整備工事、これは最低価格が提示してあったということで、入札に参加された方全員が同じ金額で入っておったわけですが、これに関していろんな話が出てきまして、大口町独自のそういうやり方で、地方公共団体でこういうあれは決めていけばいいというような説明があったわけですが、この入札価格すべて同一で出して、それでくじ引きでやると、こんな話というのは前代未聞でありまして、私も初めて聞きまして唖然としたわけですが、今回またこういって最低価格が提示されておって、それでなおかつ千円単位までで5社が並んだと。ここら辺もちょっと私は理解できないところですが、県あたりでいきますと、大体最低価格は県の執行部が含みで持っておって、公表はしないというような形で入札をしていると聞いておりますが、品質管理、これは工事に携わった監督及び監理者、ここら辺の責任にもなってくるだろうと思いますが、そこら辺が町として、しっかり相手方を信用していないという点において、ただ最低価格だけ決めておけば品質が確保できるかというようなことも、私ちょっと疑問に思うわけですが、こうした最低価格というものは、私はやっぱり公表すべきではないと。ある程度、町執行部側でラインを決めていただければ、それより下がった入札というのはおのずと、これは失格になりますので、私はあくまでこれは隠しておいてやるのが正規の入札だと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長(酒井久和君) 行政課長。

行政課長(江口利光君) 最低制限価格について御質問をいただきました。

最低制限価格につきましては、先ほど申し上げましたとおり契約規則の中で決められておりますので、この率をもとに算出をいたしております。言われますように、最低制限価格を公表していない団体もあるわけでありましたが、大口町としては、これまで建築の場合につきましては最低制限価格を設けて入札を執行しておりますので、今回も同様な形で執行したということでございます。

今回、5社がこの最低制限価格で入札されたということではありますが、これにつきましてはそれぞれ自社の中で意思決定をし、判断され、その結果であるというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

議長(酒井久和君) ほかにありませんか。

( 挙手する者あり )

議長 ( 酒井久和君 ) 吉田正議員。

1 番 ( 吉田 正君 ) 5 社が同じ金額で、6 番目はじゃあどこなのかなと思って、7 番目はじゃあどこなのかなと思って見ていくと、不思議なことに下から順番に 6、7、8、9、10 というふうになっていっているんですね。金額はというと、大体 2,000 万円ぐらいずつ飛び飛びのような、1,500 万円ぐらいの差もあるわけですが、そんな感じで同じような開きである会社は入札に参加しているのかなあというような感じがするんですね。たまたまなんですかね、これ下から順番に 6、7、8、9、10 というふうに並ぶというのは、一体これ、まずこの上から順番に 10 社まであるわけですが、こういう並びというのは一体だれが決めるんですか。

議長 ( 酒井久和君 ) 行政課長。

行政課長 ( 江口利光君 ) 参考資料でつけさせていただいておりますこの並びにつきましては、これは、たまたまこういう順番になったというだけのことであります。

( 挙手する者あり )

議長 ( 酒井久和君 ) 吉田正議員。

1 番 ( 吉田 正君 ) その 6、7、8、9、10 という並びはそうなのかもしれませんが、例えばこの指名競争入札の執行調書の 1 番目から 10 番目までの業者のこの並びですが、これは、あいうえお順にもなってなさそうだし、これはどういう並びなんですか。

議長 ( 酒井久和君 ) 行政課長。

行政課長 ( 江口利光君 ) この順番につきましては、最初に大口町の町内業者ということで掲示いたしております。次に、犬山市、江南市、一宮市という順番の業者の並びになっております。それから、清水建設につきましては名古屋市ということでございます。

( 挙手する者あり )

議長 ( 酒井久和君 ) 吉田正議員。

1 番 ( 吉田 正君 ) さっきも質問がありましたけれども、最低価格ですと並ぶようなことが、今回も予測されておったのかどうか分かりませんが、少なくとも指名競争入札でやらなければならない事情がどういう事情だったか私は分かりませんが、一般競争入札をやってもよかったんじゃないかなというふうに私は思うんですが、そこら辺はいかがなんでしょう。

議長 ( 酒井久和君 ) 行政課長。

行政課長 ( 江口利光君 ) 今回指名競争入札で行っておりますが、一般競争入札の対象となる工事は大口町制限付一般競争入札試行要綱によりまして、建築一式工事の場合は予定価格が 1

億5,000万以上というふうになっておりますので、今回これを下回るということで指名競争入札で執行したということでございます。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） これをもって議案第45号の質疑を終了いたします。

議案第46号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第46号の質疑を終了いたします。

続いて、討論・採決に入ります。

議案第45号 庁舎耐震補強改修工事請負契約について討論に入ります。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

議案第45号の採決に入ります。

本案は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第46号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第3号）の討論に入ります。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

議案第46号の採決に入ります。

本案は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（酒井久和君） 日程第4、常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

総務建設常任委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書

とおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### 閉会の宣告

議長(酒井久和君) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成22年第5回大口町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時20分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長           酒 井 久 和

大口町議会議員           田 中 一 成

大口町議会議員           柘 植       満

写

平成22年6月9日

大口町議会議長 酒井久和様

総務建設常任委員会

委員長 土田 進

## 総務建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

### 記

議案番号	件名	結果
第39号	大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	原案可決
第40号	大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案可決
第41号	大口町民安全安心条例の制定について	原案可決
第42号	平成22年度大口町一般会計補正予算（第2号）（所管分）	原案可決
第44号	平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

写

平成22年6月10日

大口町議会議長 酒 井 久 和 様

文教福祉常任委員会

委員長 酒 井 廣 治

## 文 教 福 祉 常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
第42号	平成22年度大口町一般会計補正予算(第2号)(所管分)	原案可決
第43号	平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決